

# 人事委員会年報

平成30年度

 鹿児島県人事委員会

# 目 次

第1章 人事委員会の組織及び運営	1
I 人事委員会	1
1 人事委員会委員	1
2 平成30年度人事委員会開催状況	1
II 事務局	4
1 事務局の組織	4
2 事務分掌	4
第2章 人事委員会の業務	6
I 任用	6
1 採用試験等	6
2 選考採用	12
3 簡易開示による請求	13
4 人事委員会規則の制定・改廃	13
II 給与	14
1 給与に関する報告及び勧告	14
2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出	17
3 人事委員会規則の制定・改廃	18
III 審査	19
1 公平審査	19
2 苦情相談	19
3 職員団体の登録等	20
4 公平委員会事務の受託等	20
5 労働基準監督	20
6 人事委員会規則の制定・改廃	21

# 第1章 人事委員会の組織及び運営

## I 人事委員会

### 1 人事委員会委員

職	氏名	勤務別	任期	現(元)職
委員長	西啓一郎	常勤	H30. 4. 1～R元. 7. 16	元) 県PR・観光戦略部長
委員	渡邊 勝三	非常勤	H21. 8. 1～H22. 7. 29 H22. 7. 30～H26. 7. 29 H26. 7. 30～H30. 7. 29	現) 南国交通(株)取締役相談役
委員	宇那木 正寛	非常勤	H29. 7. 27～R 3. 7. 26	現) 鹿児島大学教授
委員	玉川 恵	非常勤	H30. 7. 30～R元. 5. 2	元) 城山観光(株)常務取締役

### 2 平成30年度人事委員会開催状況

回	開催日	議題
1	H30. 4. 3(火)	1 委員長の選任について 2 委員長職務代理者の指定について
2	H30. 4. 19(木)	1 平成30年度鹿児島県職員採用上級特別枠試験受験申込状況について 2 平成29年度鹿児島県職員採用セミナー等の実施状況について 3 平成29年度苦情相談の状況について 4 平成30年職種別民間給与実態調査について 5 第61回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の開催について
3	H30. 5. 17(木)	1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 平成30年度鹿児島県職員採用上級特別枠試験第1次試験合格者数について 3 第61回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の研究テーマについて
4	H30. 6. 20(水)	1 平成30年度鹿児島県職員採用上級特別枠試験最終合格者決定について 2 平成30年度鹿児島県職員採用上級試験受験申込状況について 3 平成30年度九州地方人事委員会協議会委員長会議の結果概要について 4 第126回全国人事委員会連合会総会の結果概要について 5 鹿児島県公務公共サービス労働組合協議会からの要求書について

回	開催日	議題
5	H30.7.19(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長職務代理者の指定について</li> <li>2 平成30年度鹿児島県職員採用上級試験第1次試験合格者数について</li> <li>3 平成30年職種別民間給与実態調査の実施状況について</li> <li>4 第61回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の結果概要について</li> </ol>
6	H30.8.8(水)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年度身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験の実施について</li> <li>2 平成30年度鹿児島県民間企業等職務経験者職員採用試験受験申込状況について</li> <li>3 委員長の専決処分について</li> </ol>
7	H30.8.22(水)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>2 平成30年度鹿児島県職員採用上級試験最終合格者決定について</li> <li>3 平成30年度鹿児島県民間企業等職務経験者職員採用試験第1次試験受験状況について</li> <li>4 人事院勧告の概要について</li> <li>5 勤務条件に関する措置の要求の受理について</li> <li>6 人事委員会年報（平成29年度）について</li> </ol>
8	H30.9.4(火)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事院報告・勧告課題の取扱い案について</li> <li>2 平成30年度鹿児島県職員採用中級・初級試験受験申込状況について</li> </ol>
9	H30.9.13(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について</li> <li>2 「平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告」の基本方針（案）について</li> <li>3 鹿児島県地方公務員労働組合協議会からの要求書について</li> <li>4 平成30年度九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の結果概要について</li> </ol>
10	H30.9.25(火)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告」について</li> <li>2 平成30年度鹿児島県民間企業等職務経験者職員採用試験第1次試験受験状況について</li> <li>3 平成30年度鹿児島県職員採用中級・初級試験第1次試験受験状況について</li> <li>4 鹿児島県公務公共サービス労働組合協議会からの要求書について</li> <li>5 審査請求の受付について</li> </ol>
11	H30.10.26(金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年度鹿児島県民間企業等職務経験者職員採用試験最終合格者決定について</li> <li>2 平成30年度鹿児島県職員採用中級・初級試験第1次試験合格者数について</li> <li>3 委員長の専決処分について</li> <li>4 平成30年度身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験受験申込状況について</li> <li>5 平成30年九州各県人事委員会報告・勧告の概要について</li> <li>6 平成30年（審）第1号事案の受理について</li> <li>7 平成30年（措）第1号事案の取下げについて</li> </ol>

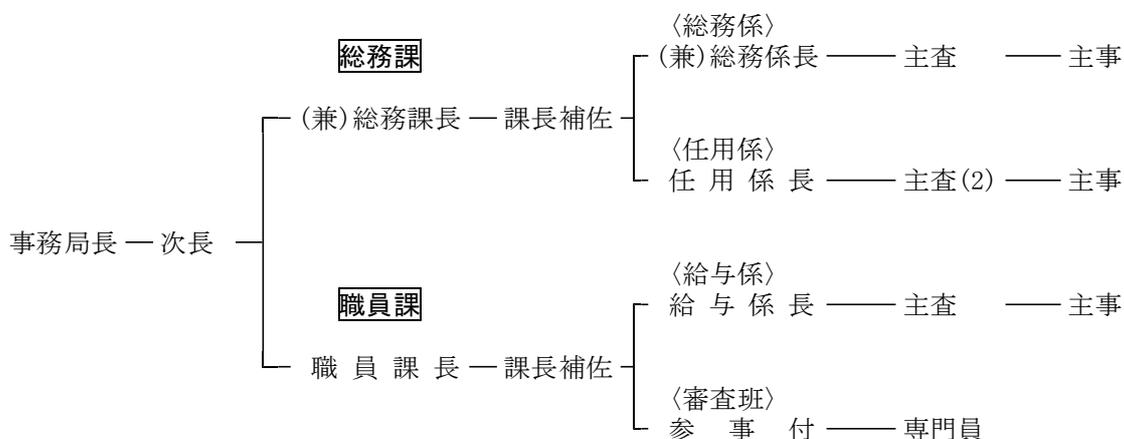
回	開催日	議題
12	H30. 11. 20(火)	1 平成30年度鹿児島県職員採用中級・初級試験最終合格者決定について 2 平成30年度身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験第1次試験合格者数について 3 技術職現場見学会の開催について
13	H30. 12. 14(金)	1 九州地方人事委員会協議会公平担当課長会議及び労働福祉・公平専門部会合同会議の事例研修について 2 地方公務員における時間外労働の上限規制について
14	H30. 12. 21(金)	1 平成30年度身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験最終合格者決定について 2 平成30年(審)第1号事案について
15	H31. 1. 17(木)	1 平成30年(審)第1号事案に係る審査に関する事務の委任について 2 平成30年度鹿児島県職員採用試験結果の概要について 3 鹿児島県職員採用ガイダンスの開催について
16	H31. 2. 21(木)	1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について 2 平成31年度(2019年度)鹿児島県職員採用試験の実施について 3 職員の採用選考について 4 技術職現場見学会の実施結果について 5 平成30年(審)第1号事案について
17	H31. 3. 13(水)	1 平成31年度(2019年度)鹿児島県職員採用試験の実施について 2 職員の採用選考について 3 事務局職員の任免について 4 平成30年(審)第1号事案について
18	H31. 3. 22(金)	1 平成31年度(2019年度)鹿児島県人事委員会の開催計画について 2 鹿児島県職員採用ガイダンスの実施結果について 3 労働基準等に関する調査の実施結果について 4 平成30年(審)第1号事案について 5 平成31年度(2019年度)人事委員会事務局当初予算の概要について

※「翌月の委員会開催日程について」の議題は、記載省略

## II 事務局

### 1 事務局の組織

(平成30年4月1日現在)



### 2 事務分掌

#### 総務課

##### 総務係

- (1) 委員に関すること。
- (2) 委員会の会議及び議事に関すること。
- (3) 公印の保管、使用等に関すること。
- (4) 事務局の組織並びに事務局職員の人事、研修及び厚生福利に関すること。
- (5) 文書及び物件の收受、発送、保管及び廃棄に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 厚生福利制度の研究及びその成果の提出に関すること。
- (8) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること  
(総務係の分掌事務に係るもの)。
- (9) 他の係の所管に属しない事項に関すること。
- (10) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

##### 任用係

- (1) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること  
(任用係の分掌事務に係るもの)。
- (2) 人事行政に関する調査に関すること。
- (3) 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (4) 人事行政の運営に関する勧告に関すること。
- (5) 任命方法の一般的基準の制定に関すること。
- (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員により離職した者の復職条件の決定に関すること。
- (7) 採用試験及び採用に係る選考に関すること。
- (8) 任用に関すること。
- (9) 条件付採用期間の延長の決定に関すること。
- (10) 人事評価 (任用係の分掌事務に係るもの) 及び研修に関する研究及びその成果の提出並びに勧告に関すること。
- (11) 職員の定年等に関すること。
- (12) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

## 職員課

### 給与係

- (1) 人事評価（給与係の分掌事務に係るもの）、給与、勤務時間その他の勤務条件の研究及びその成果の関係機関への提出に関すること。
- (2) 給料表に関する報告及び勧告に関すること。
- (3) 人事評価（給与係の分掌事務に係るもの）に関する勧告並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。
- (4) 給与の支払の監理に関すること。
- (5) 職務に専念する義務の特例に関すること。
- (6) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること（給与係の分掌事務に係るもの）。
- (7) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議及び意見の提出に関すること。
- (8) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

### 審査班

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に対する審査、判定及び必要な措置に関すること。
- (2) 不利益な処分についての審査請求に対する審査、裁決及び必要な措置に関すること。
- (3) 職員の苦情処理に関すること。
- (4) 職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (5) 職員の営利企業への従事等の制限に関すること。
- (6) 退職管理の適正の確保に関すること。
- (7) 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しに関すること。
- (8) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証及び認証の取消しに関すること。
- (9) 勤務条件に関する労働基準監督に関すること。
- (10) 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- (11) 委託された公平委員会の事務の処理に関すること。
- (12) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること（審査班の分掌事務に係るもの）。
- (13) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

## 第2章 人事委員会の業務

### I 任用

#### 1 採用試験等

平成30年度に人事委員会が実施した職員採用試験等の結果の概要は、次のとおりである。

##### (1) 上級（特別枠）試験

大学卒業程度の学力を有する者（年齢22歳から25歳まで）を対象とする試験であり、特別な公務員対策をしていない方でも受験しやすい試験として、平成29年度から実施している。

事務職（行政）について、第1次試験を4月22日、第2次試験を5月23日～6月1日に実施し、6月21日に最終合格者を発表した。

受験者数171人、最終合格者数15人、競争率11.4倍という状況であった。29年度に比べ、受験者数は38人（18.2%）減少した。

##### (2) 上級試験

大学卒業程度の学力を有する者（年齢22歳から29歳まで。ただし、保健師は21歳から29歳まで）を対象とする試験である。

事務職2職種（行政及び警察事務）と技術職13職種について、第1次試験を6月24日、第2次試験を7月24日～8月7日に実施し、8月23日に最終合格者を発表した。

受験者数566人、最終合格者数132人、競争率4.3倍という状況であった。29年度に比べ、受験者数は4人（0.7%）減少した。

職種別に見ると、事務職「行政」の受験者数は355人、「警察事務」の受験者数は43人で、競争率は5.6倍であった。

一方、技術職の場合、全体の競争率は2.8倍で、「心理」が7.5倍と最も高く、「保健師」が1.9倍で最も低かった。

##### (3) 民間企業等職務経験者採用試験

民間企業等において、5年以上の職務経験を有する者（年齢30歳から39歳まで）を対象とする試験である。

事務職（行政）と技術職（UIターン枠）5職種について、第1次試験を8月19日、第2次試験を10月5日～7日に実施し、10月29日に最終合格者を発表した。

受験者数145人、最終合格者数21人、競争率6.9倍という状況であった。29年度に比べ、受験者数は10人（6.5%）減少した。

##### (4) 中級試験

短期大学卒業程度の学力を有する者（年齢20歳から27歳まで）を対象とする試験である。

事務職2職種（一般事務及び教育事務）と技術職1職種（土木）について、第1次試験を9月23日、第2次試験を10月17日～11月2日に実施し、11月22日に最終合格者を発表した。

受験者数298人、最終合格者数88人、競争率3.4倍であった。

職種別の競争率を見ると、「一般事務」が4.2倍、「教育事務」が2.7倍、「土木」が2.0倍であった。

**(5) 初級試験**

高等学校卒業程度の学力を有する者（年齢18歳から21歳まで）を対象とする試験である。

事務職2職種（一般事務及び警察事務）と技術職4職種について、第1次試験を9月23日、第2次試験を10月17日～11月2日に実施し、11月22日に最終合格者を発表した。

受験者数273人、最終合格者数66人、競争率4.1倍という状況であった。

職種別の競争率を見ると、「一般事務」が5.3倍、「警察事務」が3.6倍であった。技術職の場合、全体の競争率は1.9倍で、「農業土木」が2.7倍と最も高く、「林業」及び「建築」が1.0倍で最も低かった。

**(6) 身体障害者を対象とする職員採用選考試験**

任命権者からの依頼を受けて、平成11年度から身体障害者（年齢18歳から30歳まで）を対象とする職員採用選考試験を実施した。

一般事務及び警察事務（高等学校卒業程度）について、第1次試験を11月11日、第2次試験を12月10～11日に実施し、12月25日に最終合格者を発表した。

受験者数13人、最終合格者数6人、競争率2.2倍という状況であった。

# 平成30年度職員採用試験等実施結果

(単位：人)

	試験名	採用予定 人員	受験 申込者数	1次試験 受験者数	受 験 率 (%)	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数	
	試験区分										
上 級	行政（特別枠）	10	221	171	77.4	60	54	15	11.4	11	
	行政	45	448	355	79.2	128	119	62	5.7	34	
	警察事務	7	50	43	86.0	18	18	9	4.8	6	
	心理	2	17	15	88.2	9	8	2	7.5	2	
	農業	11	32	29	90.6	25	24	11	2.6	11	
	畜産	2	12	9	75.0	6	5	4	2.3	3	
	農業土木	3	7	7	100.0	7	5	3	2.3	1	
	林業	4	15	12	80.0	10	10	5	2.4	5	
	水産	2	12	10	83.3	9	9	2	5.0	2	
	土木	5	29	26	89.7	16	14	7	3.7	3	
	建築	2	6	4	66.7	3	3	2	2.0	0	
	電気	1	6	3	50.0	2	1	1	3.0	1	
	化学Ⅰ	4	13	11	84.6	11	9	5	2.2	4	
	化学Ⅱ	2	9	7	77.8	7	7	2	3.5	2	
	栄養士	1	7	7	100.0	5	5	2	3.5	2	
	保健師	10	29	28	96.6	25	24	15	1.9	9	
	合 計		111	913	737	80.7	341	315	147	5.0	96
民間（U I タ ー ン 枠）	行 政	15	188	138	73.4	31	28	17	8.1	13	
	U I タ ー ン 枠	農 業	3	4	2	50.0	1	1	1	2.0	1
		畜 産	2	1	0	0.0	0	0	0	—	0
		林 業	1	4	2	50.0	2	2	2	1.0	2
		水 産	1	2	2	100.0	1	1	1	2.0	1
		土 木	2	3	1	33.3	1	0	0	—	0
		小 計	9	14	7	50.0	5	4	4	1.8	4
	合 計	24	202	145	71.8	36	32	21	6.9	17	
中 級	一般事務	33	294	172	58.5	92	84	41	4.2	39	
	教育事務	39	163	120	73.6	77	73	44	2.7	34	
	土 木	3	10	6	60.0	5	5	3	2.0	2	
	合 計	75	467	298	63.8	174	162	88	3.4	75	
初 級	一般事務	21	201	179	89.1	63	61	34	5.3	23	
	警察事務	10	76	69	90.8	37	34	19	3.6	15	
	農業土木	2	8	8	100.0	7	7	3	2.7	1	
	林 業	1	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1	
	土 木	3	14	13	92.9	12	9	6	2.2	4	
	建 築	1	3	3	100.0	3	3	3	1.0	1	
合 計	38	303	273	90.1	123	115	66	4.1	45		
総 計		248	1,885	1,453	77.1	674	624	322	4.5	233	
身体 障 害 者 選 考	一般事務	5	13	13	100.0	11	10	6	2.2	6	
	警察事務	2	0	0	—	—	—	—	—	—	
	合 計	7	13	13	100.0	11	10	6	2.2	6	

(注) 採用者数は、令和元年8月1日現在

## 平成30年度職員採用試験等実施一覧

試験名	上級（特別枠）	上 級	民間企業等職務経験者
試験区分	行 政	行 警 政 警 察 事 務 心 理 業 農 業 土 木 畜 産 業 農 業 土 木 林 業 業 水 産 産 土 木 業 建 築 化 学 I 電 学 II 化 学 養 士 栄 養 師 保 健 師	行 政 農 業（U I ターン枠） 畜 産（U I ターン枠） 林 業（U I ターン枠） 水 産（U I ターン枠） 土 木（U I ターン枠）
受験資格	① 平成5. 4. 2～平成9. 4. 1に生まれた者。 ② 平成9. 4. 2以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成31. 3末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者。	① 平成元. 4. 2～平成9. 4. 1に生まれた者。 ただし、保健師は平成元. 4. 2～平成10. 4. 1に生まれた者。 ② 平成9. 4. 2以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成31. 3末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者。 化学II、栄養士及び保健師は資格又は免許を必要とする。	① 昭和54. 4. 2～平成元. 4. 1に生まれた者。 ② 民間企業等（U I ターン枠にあつては、県外に本社等を置く民間企業等に限る。）における職務経験を5年以上有する者。
公 告 日	H30. 3. 2(金)	H30. 3. 23(金)	H30. 3. 23(金)
受 付 期 間	H30. 3. 14(水) ～ 3. 29(木)	H30. 5. 7(月) ～ 5. 23(水)	H30. 7. 2(月) ～ 7. 18(水)
1次試験日 [試験地]	H30. 4. 22(日) [鹿児島市]	H30. 6. 24(日) [鹿児島市, 東京都]	H30. 8. 19(日) [鹿児島市, 東京都]
1次合格者 決 定 日	H30. 5. 9(水)	H30. 7. 11(水)	H30. 9. 13(木)
1次合格者 発 表 日	H30. 5. 10(木)	H30. 7. 12(木)	H30. 9. 14(金)
2次試験日 [試験地]	H30. 5. 23(水) ～ 6. 1(金) [鹿児島市]	H30. 7. 24(火) ～ 8. 7(火) [鹿児島市]	H30. 10. 5(金) ～ 10. 7(日) [鹿児島市]
最終合格者 決 定 日 (委員会)	H30. 6. 20(水)	H30. 8. 22(水)	H30. 10. 26(金)
最終合格者 発 表 日	H30. 6. 21(木)	H30. 8. 23(木)	H30. 10. 29(月)

試験名	中 級	初 級	身体障害者を対象とする職員採用選考試験
試験区分	一般事務 教育事務 土木	一般事務 警察事務 農業土木 農林土木 建築	一般事務 警察事務
受験資格	平成3.4.2～平成11.4.1に生まれた者。	平成9.4.2～平成13.4.1に生まれた者。	① 身体障害者手帳の交付を受けている者で、昭和63.4.2～平成13.4.1に生まれた者。 ② 自力により通勤でき、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能で、鹿児島県内に居住していることを必要とする。
公告日	H30. 3. 23(金)		—
受付期間	H30. 8. 8(水) ～ 8. 24(金)		H30. 9. 7(金) ～ 9. 26(水)
1次試験日 [試験地]	H30. 9. 23(日) [鹿児島市]		H30. 11. 11(日) [鹿児島市]
1次合格者 決定日	H30. 10. 3(水)		H30. 11. 19(月)
1次合格者 発表日	H30. 10. 4(木)		H30. 11. 20(火)
2次試験日 [試験地]	H30. 10. 17(水) ～ 11. 2(金) [鹿児島市]		H30. 12. 10(月) ～12. 11(火) [鹿児島市]
最終合格者 決定日 (委員会)	H30. 11. 21(水)		H30. 12. 21(金)
最終合格者 発表日	H30. 11. 22(木)		H30. 12. 25(火)

## 平成30年度職員採用試験等実施方法

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
上級（特別枠）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務基礎力試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例式小論文</li> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
上 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・専門試験（択一式：栄養士、保健師を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験（記述式：総合行政、警察事務、栄養士、保健師）</li> <li>・専門試験（記述式：栄養士・保健師を除く技術職）</li> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
民間企業等 職務経験者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式：行政のみ）</li> <li>・職務基礎力試験（UIターン枠のみ）</li> <li>・専門試験（記述式：UIターン枠のみ）</li> <li>・経験論文試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
中 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・専門試験（択一式）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験（記述式：一般事務、教育事務）</li> <li>・専門試験（記述式：土木）</li> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
初 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・専門試験（択一式：技術職のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作文試験</li> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
身体障害者を 対象とする 職員採用選考試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・作文試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> <li>・身体検査</li> </ul>

## 2 選考採用

平成30年度の選考採用の概要は、次のとおりである。

役付職42人、一般職115人の計157人で、うち人事委員会の選考にかかるもの75人、任命権者の選考にかかるもの82人（医師，看護師等）となっている。

役付職42人の内訳は、次長級1人，課長級10人，課長補佐級3人，係長級28人である。

### 平成30年度 選考採用結果

(単位：人)

区 分		知事部局	教育委員会	警察本部	県立病院局	計
役付職員	次長級	1				1
	課長級	2	1	7		10
	課長補佐級		1	2		3
	係長級	6	4	9	9	28
	小計	9	6	18	9	42
一般職員	医務技師				27	27
	獣医務技師	12				12
	臨床検査技師				1	1
	理学療法技師				1	1
	看護技師				16	16
	准看護技師				4	4
	助産技師				1	1
	衛生技師	6			13	19
	児童自立支援 専門員(主事)	2				2
	司 書		1			1
	精神保健 福祉主事				1	1
	工業技師	1				1
	原子力 技術職員	1				1
	主 事	10	1			11
	職業指導技師	2				2
	船舶士	1				1
	消防技師	1				1
	警察官			10		10
	技術職員			3		3
	小計	36	2	13	64	115
総計	45	8	31	73	157	

### 3 簡易開示による請求

人事委員会で実施する職員採用試験等において、簡易な方法による個人情報の開示申出をした者の数は、第1次試験で40人、第2次試験で167人である。

#### 平成30年度 簡易開示結果

(単位：人)

試験区分	第1次試験			第2次試験									合計		
	(不合格者)			(不合格者)			(合格者)			(小計)					
	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%
上級	11	396	2.8	32	168	19.0	49	147	33.3	81	315	25.7	92	711	12.9
中級	4	124	3.2	8	74	10.8	33	88	37.5	41	162	25.3	45	286	15.7
初級	13	150	8.7	11	49	22.4	28	66	42.4	39	115	33.9	52	265	19.6
上・中・初級計	28	670	4.2	51	291	17.5	110	301	36.5	161	592	27.2	189	1,262	15.0
民間経験者	12	109	11.0	3	11	27.3	2	21	9.5	5	32	15.6	17	141	12.1
競争試験計	40	779	5.1	54	302	17.9	112	322	34.8	166	624	26.6	206	1,403	14.7
身体障害者選考	0	2	0.0	1	4	25.0	0	6	0.0	1	10	10.0	1	12	8.3
総計	40	781	5.1	55	306	18.0	112	328	34.1	167	634	26.3	207	1,415	14.6

### 4 人事委員会規則の制定・改廃

該当なし

## Ⅱ 給 与

### 1 給与に関する報告及び勧告

本委員会は、平成30年10月3日、議長及び知事に対して、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告したが、その概要は次のとおりである。

#### 《給与勧告のポイント》

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 職員給与が民間給与を下回る較差（519円，0.14％）を解消するため、給料月額を引上げ
- ② 期末手当・勤勉手当（ボーナス）を引上げ（4.40月→4.45月）

～ ①と②の結果、平均年間給与は2.7万円（0.44％）の増加 ～

#### (1) 職員の給与と民間の給与との比較

企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所633事業所から、無作為に抽出した138事業所を対象に調査（調査完了率92.0％）

##### ア 月例給

民間事業所の従事者（事務・技術職）と職員（行政職）の4月分給与を役職段階、年齢、学歴が同じ者同士で比較

民間給与①	職員給与②	較 差 ①－②
366,295円	365,776円	519円（0.14％）

(注) 職員の平均年齢は44.0歳、平均経験年数は22.6年である。

##### イ 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの民間の支給割合と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合 4.43月分（職員の支給月数 4.40月分）

#### (2) 給与改定

地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、他の都道府県の動向等を総合的に勘案し、以下のように取り扱うことが必要

##### ア 本年の給与改定

###### (ア) 給料表

- ・ 行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率（100分の100.28）を乗じた給料表に改定（初任給は1,500円程度の引上げ）
- ・ 行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定

(イ) 期末手当・勤勉手当

勤勉手当を0.05月引上げ（4.40月→4.45月）  
平成31年度以降は6月期及び12月期の期末手当を均等に配分

(ウ) 初任給調整手当

医師・歯科医師に対する初任給調整手当を人事院勧告の内容に準じて引上げ（最高支給限度額414,300円→414,800円）

(エ) 宿日直手当

宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度を人事院勧告の内容に準じて引上げ（通常の宿日直 4,200円→4,400円 等）

(オ) 改定の実施時期

平成30年4月1日（ただし、(イ)の勤勉手当の引上げは平成30年12月1日）

○ 改定額（改定率）

区分	給料	はね返り	計
行政職	504円	13円	517円 (0.14%)

(注) 1 改定額とは、勧告どおり実施された場合の職員（新規学卒の採用者を除く行政職）の平均引上げ額（引上げ後の平均給与月額 365,776円→366,293円）

2 はね返りとは、給料の引上げに連動して引上げられる定率の手当分

(カ) その他の課題

- ・ 職員の給与制度のあり方については、今後とも国における見直し等を踏まえ、適切に見直しを行う必要

(3) 人事管理・公務運営の改善

ア 優秀かつ多様な人材の確保

求める人材像や公務の魅力について広く具体的に発信するなど、人材確保活動に積極的に取り組み、引き続き優秀かつ多様な人材の確保に努める必要

イ 能力及び実績に基づく人事管理

- ・ 評価者研修の充実や適切な評価結果のフィードバックの実施等に引き続き努めるとともに、評価結果の任用等への更なる活用については、今後とも国や他の都道府県の動向等も踏まえながら、適切に取り組む必要
- ・ 評価結果の給与への反映は、管理監督職員以外の職員について早急に実施する必要

ウ 職員の勤務環境の整備

(7) 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

a 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

- ・ 業務執行態勢等の必要な見直しを行うほか、超過勤務が多い所属や職員、時期等について、その要因を把握し、重点的に縮減方策を講じることが重要
- ・ 長時間労働の是正に関して、いわゆる三六協定で定める時間外労働の上限等が労働基準法に規定されたこと、人事院規則において超過勤務命令の上限を設定することとされたことについても留意する必要
- ・ 管理監督職員においては、勤務時間管理における役割を十分認識し、一層適正な勤務時間管理に取り組む必要

b 学校における働き方改革

- ・ 教職員の勤務状況の把握に努め、適切な勤務環境の確保のための取組を進めていく必要
- ・ 国の動向等を注視するとともに市町村教育委員会と連携しながら、学校における働き方改革に向けた実効性のある取組を推進する必要

(イ) 健康管理

- ・ ストレスチェック制度の周知等に取り組むとともに、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など、計画的・継続的な対策の充実に一層努める必要
- ・ 管理監督職員においては、日頃のコミュニケーション等を通して、メンタルヘルス不調者への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに努め、ストレスチェックの結果を職場環境の改善に活用するなどの取組を進めていく必要

(ウ) ハラスメントの防止

管理監督職員や職員に対しハラスメント発生防止等の取組について周知・啓発を図り、職員一人ひとりがハラスメントを見逃さずに向き合うことができ、職員が安心して相談できる職場環境の確保に努める必要

(イ) 女性の登用の拡大、仕事と生活の両立支援

- ・ 女性職員の採用・登用の拡大や仕事と生活の調和の推進に積極的に取り組む必要
- ・ 仕事と生活の両立支援制度を一層活用することができるよう、制度の更なる周知に取り組む必要

エ 公務員倫理の保持

- ・ 職員一人ひとりが全体の奉仕者としての高い倫理観を持って行動し、県民の期待と信頼に応えていく必要
- ・ あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚に向けた取組を推進していく必要

オ 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

本年8月に人事院が定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところであるが、雇用と年金の接続が引き続き円滑になされるよう、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら、本県の実情を踏まえ、適切に対応する必要

カ 会計年度任用職員制度の導入等

昨年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の趣旨及び他の都道府県の動向等を踏まえ、会計年度任用職員制度の導入等に向けた準備を着実に進める必要

(4) む す び

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、行政の効率的、安定的な運営に寄与

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、この勧告どおり実施されるよう要請

## 2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出

県議会から、職員の給与に関する次の条例案について意見を求められたのに対し、全ての議案について適当と認める旨の意見を提出した。

意見提出年月日	議案番号	件名	概要
H30. 9. 13	議案第96号	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・災害応急作業等手当の支給対象業務を拡大するための特例を追加
H31. 2. 21	議案第12号	鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（知事及び副知事の期末手当支給条例の一部改正に係る部分を除く。）	・給料表の引上げ（人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率（100分の100.28）を乗じた給料表に改定（初任給を1,500円程度引上げ） ・初任給調整手当の限度額の引上げ ・宿日直手当の限度額の引上げ ・勤勉手当の引上げ ・期末手当の均等配分
	議案第13号	鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件	・地方独立行政法人法の改正によって生じた引用条項のずれに伴う改正
	議案第20号	鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・議案第12号に準じた改正
	議案第21号	鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・議案第12号に準じた改正
	議案第35号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件（鹿児島県地方警察職員定数条例の一部改正に係る部分、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に係る部分及び鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に係る部分を除く。）	・「会計年度任用職員」が導入されることに伴い、職員の処分や退職手当等に関する各条例において、当該職員を適用対象若しくは適用対象外とすることの規定を追加
	議案第36号	鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・種雄牛馬等取扱手当の支給対象業務を拡大
	議案第37号	鹿児島県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・学校教育法の改正によって生じた引用条項のずれに伴う改正
	議案第38号	鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例制定の件	・「会計年度任用職員」が導入されることに伴い、新たに制定
	議案第54号	鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・支給対象となる業務従事時間の短縮に伴う教員特殊業務手当の引下げ

### 3 人事委員会規則の制定・改廃

該当なし

### Ⅲ 審 査

#### 1 公平審査

##### (1) 不利益処分についての審査請求の状況

平成30年度は、審査請求が1件あり、係属中である。  
平成30年度末現在における係属状況は、次の表のとおりである。

区 分	H29年度からの繰越件数	新規受付件数	H30年度中処理件数			H30年度末係属件数
			取下げ	却下	裁 決	
知事部局	10	0	0	0	0	10
教育委員会	2	1	0	0	0	3
警察本部	0	0	0	0	0	0
県関係計	12	1	0	0	0	13
受託等団体	0	0	0	0	0	0
計	12	1	0	0	0	13

##### (2) 不利益処分についての審査請求の審査の状況

平成30年度は、口頭審理の準備のため三者協議を1回開催した。

##### (3) 勤務条件に関する措置要求の状況

平成30年度は、措置の要求が1件あったが、受理後に取下書の提出があったため、取り下げ処理を行った。また、前年度から繰り越したものはなかった。

区 分	H29年度からの繰越件数	新規受付件数	H30年度中処理件数			H30年度末係属件数
			取下げ	却下	判 定	
知事部局	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0
県関係計	0	0	0	0	0	0
受託等団体	0	1	1	0	0	0
計	0	1	1	0	0	0

#### 2 苦情相談

平成30年度に受け付けた苦情相談の件数は、次の表のとおりである。

##### (1) 任命権者別

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	受託等団体	計
相談件数	1	1	0	1	3

##### (2) 相談内容

相 談 内 容	任用関係	給与関係	勤務時間・ サービス関係	健康・ 安全関係	セクハラ	パワハラ	いじめ等 (パワハラ除く)	公平審査 関係	その他	計
件数	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3

### 3 職員団体の登録等

平成30年度の新規登録はなく、平成30年度末現在の登録職員団体は、31団体（県関係4団体、受託等団体関係27団体）である。

また、17団体から19件の登録事項の変更の届出があり、変更登録を行った。

なお、登録職員団体は、別表1のとおりである。

### 4 公平委員会事務の受託等

平成30年度末現在、本委員会が公平委員会の事務を受託している団体数、及び「奄美群島の復帰に伴う自治省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和28年12月24日政令第402号）」第6条の規定に基づき本委員会が処理している団体数は、次の表のとおりである。

なお、受託等団体は、別表2のとおりである。

（平成31年3月31日現在）

区 分	団体数	受託等団体数			非受託等団体数		
		受託	政 令 第402号	計	独自の公 平委員会	その他	計
市	19	7	1	8	11	0	11
町 村	24	13	11	24	0	0	0
市町村計	43	20	12	32	11	0	11
一部事務組合等	38	27	10	37	0	1	1
合 計	81	47	22	69	11	1	12

### 5 労働基準監督

#### (1) 事業所区分

本県の機関の事業所区分については、鹿児島労働局と協議した上で、平成30年9月5日付けで改正した。

なお、本県の機関の事業所区分は、別表3のとおりである。

#### (2) ボイラー等の検査

平成30年度は、1事業所でクレーンの変更検査を実施した。

なお、特定機械等の性能検査については、労働安全衛生法第41条第2項に規定する登録性能検査機関が行い、同機関から性能検査結果報告書の提出を受けている。

平成30年度末におけるボイラー等の設置事業所は、22事業所であり、その設置状況は、別表4のとおりである。

#### (3) 労働基準及び労働安全衛生に関する調査の実施

本委員会が労働基準監督機関として職権を行使する195事業所の労働基準関係事務について、関係法令等の遵守状況等を調査し、併せて指導監督するため、平成30年度は12か所を対象に実地調査を行うとともに、5か所を対象に書面（フォロー）調査を行った。

その他、3年毎に本委員会が所管する全事業所に対し、書面による実態調査を行っている。

#### (4) 解雇予告除外認定

平成30年度に行った解雇予告除外認定は、次の表のとおりである。

申 請 者	事業の種類	申請年月日	認定年月日
警察本部長	官公署の事業	H30. 4. 27	H30. 4. 27

## 6 人事委員会規則の制定・改廃

平成30年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規則名	概要
第4号	H30. 5. 25 (H30. 5. 25)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を 改正する規則	行政組織規則の改正に伴 う改正
第5号	H30. 8. 31 (H30. 8. 31)	委託等地方公共団体の管理職員等の範囲 を定める規則の一部を改正する規則	各受託等団体における組 織機構改正等に伴う改正

別表 1 職員団体の登録等の状況

(1) 県関係〔4団体〕

(平成31年3月31日現在)

整理番号	団体名	登録年月日	法人格の有無	整理番号	団体名	登録年月日	法人格の有無
1	自治労鹿児島県職員労働組合	S41. 10. 12	有	3	鹿児島県高等学校教職員組合	S44. 6. 24	有
2	鹿児島県教職員組合	S41. 10. 12	有	4	鹿児島県立短期大学教職員組合	S47. 5. 2	無

(2) 受託等団体関係〔27団体〕

(平成31年3月31日現在)

整理番号	団体名	登録年月日	法人格の有無	整理番号	団体名	登録年月日	法人格の有無
1	中種子町役場職員組合	S42. 1. 30	有	16	指宿市職員労働組合	H18. 11. 16	無
2	南種子町職員労働組合	S42. 1. 30	無	17	全日本自治団体労働組合	H19. 10. 30	無
3	天城町職員労働組合	S45. 10. 1	無		奄美市職員労働組合		
4	徳之島町職員組合	S47. 2. 5	有	18	全日本自治団体労働組合	H20. 4. 10	無
5	知名町職員組合	S47. 3. 7	無		屋久島町職員労働組合		
6	喜界町職員労働組合	S48. 2. 16	無	19	南九州市役所職員組合	H20. 11. 25	無
7	龍郷町職員組合	S50. 10. 24	有	20	南九州市職員労働組合	H21. 1. 27	無
8	大崎町職員組合	S51. 3. 8	無	21	全日本自治団体労働組合	H22. 2. 16	無
9	垂水市役所職員労働組合	S53. 12. 25	有		肝付町職員組合		
10	十島村職員組合	S59. 9. 17	無	22	自治労南大隅町職員組合	H23. 12. 20	無
11	大和村職員労働組合	S63. 4. 6	無	23	曾於市職員組合	H24. 2. 9	無
12	湧水町職員労働組合	H17. 9. 22	無	24	長島町職員組合	H24. 7. 9	無
13	全日本自治団体労働組合	H18. 2. 10	無	25	東串良町役場職員組合	H24. 10. 10	無
	いちき串木野市職員労働組合			26	さつま町職員組合	H24. 12. 27	無
14	南さつま市職員労働組合	H18. 2. 10	有	27	与論町職員組合	H26. 5. 12	無
15	志布志市職員労働組合	H18. 3. 28	無				

別表2 受託等団体の名称及び受託年月日

(1) 受託市町村 [20団体：7市，11町，2村]

(平成31年3月31日現在)

番号	市町村名	事務受託年月日	番号	市町村名	事務受託年月日	番号	市町村名	事務受託年月日
市			町			村		
1	垂水	S40. 4. 1	1	南種子	S28. 4. 1	1	三島	S28. 6. 1
2	曾於	H17. 7. 15	2	大崎	S34. 12. 25	2	十島	S37. 6. 15
3	いちき串木野	H17. 10. 25	3	東串良	S41. 1. 1			
4	南さつま	H17. 11. 22	4	中種子	S41. 1. 1			
5	指宿	H18. 1. 20	5	さつま	H17. 4. 1			
6	志布志	H18. 1. 20	6	湧水	H17. 4. 1			
7	南九州	H19. 12. 28	7	錦江	H17. 4. 1			
			8	南大隅	H17. 4. 11			
			9	肝付	H17. 7. 15			
			10	長島	H18. 4. 1			
			11	屋久島	H19. 10. 26			

(参考) 公平委員会設置市：鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，西之表市，薩摩川内市，霧島市，伊佐市，日置市，出水市，始良市（合計11市）

## (2) 受託一部事務組合等〔27団体〕

(平成31年3月31日現在)

番号	一部事務組合等名	事務受託 年 月 日	番号	一部事務組合等名	事務受託 年 月 日
1	鹿児島県市町村総合事務組合	S37. 10. 15	15	曾於北部衛生処理組合	S56. 4. 1
2	いちき串木野市・日置市衛生処理組合	S41. 1. 1	16	北薩広域行政事務組合	S59. 4. 1
3	南薩地区衛生管理組合	S43. 1. 1	17	曾於地域公設地方卸売市場管理組合	S59. 4. 1
4	指宿南九州消防組合	S47. 7. 17	18	曾於南部厚生事務組合	S61. 4. 1
5	阿久根地区消防組合	S49. 8. 1	19	熊毛地区消防組合	H 5. 4. 1
6	伊佐湧水消防組合	S50. 4. 1	20	南薩介護保険事務組合	H11. 8. 1
7	大隅曾於地区消防組合	S53. 4. 1	21	始良・伊佐地区介護保険組合	H11. 11. 1
8	指宿広域市町村圏組合	S53. 4. 1	22	曾於地区介護保険組合	H11. 11. 1
9	大隅肝属地区消防組合	S53. 4. 1	23	種子島地区広域事務組合	H11. 11. 1
10	南大隅衛生管理組合	S54. 4. 1	24	大隅肝属広域事務組合	H12. 11. 1
11	中南衛生管理組合	S54. 4. 1	25	公立種子島病院組合	H13. 11. 1
12	大口地方卸売市場管理組合	S54. 4. 1	26	鹿児島県後期高齢者医療広域連合	H19. 11. 1
13	伊佐北始良環境管理組合	S54. 4. 1	27	種子島産婦人科医院組合	H21. 11. 1
14	伊佐北始良火葬場管理組合	S54. 4. 1			

(3) 政令第402号関係団体

ア 市町村 [12団体：1市，9町，2村]

(平成31年3月31日現在)

番号	市町村名	番号	市町村名
1	奄美市	7	徳之島町
2	大和村	8	天城町
3	宇検村	9	伊仙町
4	瀬戸内町	10	和泊町
5	龍郷町	11	知名町
6	喜界町	12	与論町

イ 一部事務組合等 [10団体]

(平成31年3月31日現在)

番号	一部事務組合等名	設立年月日
1	大島地区衛生組合	S48. 8. 17
2	沖永良部衛生管理組合	S51. 4. 1
3	沖永良部与論地区広域事務組合	S58. 2. 3
4	徳之島地区消防組合	S59. 4. 1
5	大島地区消防組合	H元. 4. 1
6	奄美群島広域事務組合	H 3. 7. 1
7	大島農業共済事務組合	H11. 2. 8
8	徳之島地区介護保険組合	H11. 6. 1
9	奄美大島地区介護保険一部事務組合	H11. 6. 1
10	徳之島愛ランド広域連合	H13. 3. 8

別表3 労働基準法による事業所区分

(1) 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所 (平成30年9月5日改正)

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
別表第1第12号	教育, 研究, 調査	知事部局 総務部 環境林務部 商工労働水産部  農政部   危機管理局	短期大学 歴史資料センター黎明館 環境保健センター 森林技術総合センター 工業技術センター 高等技術専門学校(4) 障害者職業能力開発校 水産技術開発センター 大隅加工技術研究センター 農業開発総合センター 農業開発総合センター支場(4) 農業開発総合センター茶業部 農業開発総合センター茶業部大隅分場 農業開発総合センター畜産試験場 フラワーセンター 肉用牛改良研究所 消防学校 環境放射線監視センター 24
		教育委員会 事務局	楠隼中学校 高等学校(61) 特別支援学校(寄宿舎を除く。)(16) 総合教育センター 図書館(2) 青少年研修センター 霧島自然ふれあいセンター 少年自然の家(2) 博物館 埋蔵文化財センター 87
		公安委員会 警察本部	警察学校 1
官公署の事業(別表第1に掲げる事業を除く。)	同左	知事部局 総務部  PR・観光戦略部 くらし保健福祉部 商工労働水産部 農政部  危機管理局 地域振興局   支庁	本庁 東京事務所 消費生活センター かがしま県民交流センター 大阪事務所 福岡事務所 女性相談センター 知的障害者更生相談所(2) 計量検定所 病害虫防除所 家畜保健衛生所(6) 家畜保健衛生所支所(3) 防災航空センター 地域振興局(保健福祉環境部, 北薩地域振興局建設部甑島支所, 鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課, 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在及び曾於畑地かんがい農業推進センターを除く。)(5) 北薩地域振興局建設部甑島支所 鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在 曾於畑地かんがい農業推進センター 支庁(保健福祉環境部及び大島支庁農林水産部農政普及課特殊病害虫係を除く。)(2) 熊毛支庁屋久島事務所(保健福祉環境課を除く。) 大島支庁瀬戸内事務所 大島支庁喜界事務所 大島支庁徳之島事務所(保健衛生環境課を除く。) 大島支庁沖永良部事務所 大島消費生活相談所 38

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
官公署の事業（別表第1に掲げる事業を除く。）	同左	教育委員会事務局	本庁 教育事務所（7） 総合体育センター 9
		公安委員会警察本部	警察本部 警察署（28） 29
		その他各種委員会	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 7
計		195 事業所	

（注） 企業職員及び単純労務職員は、労働局及び労働基準監督署の所管である。

## （2）労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
別表第1第1号	水道	工業用水道部	工業用水課 1
別表第1第7号	飼育，畜産	知事部局支庁	大島支庁農林水産部農政普及課特殊病害虫係 1
別表第1第13号	保健衛生	知事部局 くらし保健福祉部	精神保健福祉センター ハートピアかごしま 若駒学園 こども総合療育センター 難病相談・支援センター 児童相談所（3） 食肉衛生検査所（7） 動物愛護センター 保健福祉環境部（支所を除く。）（5） 保健福祉環境部支所（4） 保健福祉環境部（2） 熊毛支庁屋久島事務所保健福祉環境課 大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課 29
		県立病院局	県立病院課 病院（4） 県民健康プラザ鹿屋医療センター 6
		教育委員会事務局	特別支援学校寄宿舎（5） 5
計		42 事業所	

別表4 ボイラー等の設置状況

(平成31年3月31日現在, 単位: 基)

事業所名	ボイラー	第一種压力容器	クレーン	ゴンドラ	計
水産技術開発センター		1			1
工業技術センター		4			4
歴史資料センター黎明館	1				1
大隅加工技術研究センター		2			2
鹿児島地域振興局(建設部)			2(1)		2(1)
北薩地域振興局(建設部)			1		1
大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在			4		4
鹿児島県本庁(出納局管財課)				5	5
かごしま県民交流センター			1(1)	1(1)	2(2)
鹿児島水産高等学校	1	2			3
薩摩中央高等学校		1			1
徳之島高等学校		1			1
川内商工高等学校	1				1
鹿屋農業高等学校		1			1
加治木工業高等学校	1				1
伊佐農林高等学校		1			1
市来農芸高等学校		1			1
鶴翔高等学校		2			2
種子島高等学校		1			1
曾於高等学校		1			1
山川高等学校		1			1
加世田常潤高等学校		2			2
計 22 事業所	4(0)	21(0)	8(2)	6(1)	39(3)

(注) ( ) は, 休止報告のあった基数で, うち書。

人事委員会年報（平成30年度）

令和元年8月 発行

編 集

鹿児島県人事委員会事務局  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
電話 099-286-3893